

# 富士中央小学校 いじめ防止基本方針

令和5年10月

富士市立富士中央小学校

# 目次

- 1 基本方針策定にあたって
  - (1) いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
- 2 学校における組織的な対応について
  - (1) いじめ問題に取り組む体制・・・・・・・・ p. 2
  - (2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ・・・・ p. 3
  - (3) 重大事態への対応・・・・・・・・ p. 3
  - (4) 教育委員会や関係機関との連携・・・・・・・・ p. 5
- 3 未然防止
  - (1) 未然防止に向けた取組・・・・・・・・ p. 6
  - (2) 保護者や地域への働きかけ・・・・・・・・ p. 7
- 4 早期発見
  - (1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って・・・・・・・・ p. 8
  - (2) 早期発見のための手立て・・・・・・・・ p. 8
  - (3) 相談しやすい環境づくり・・・・・・・・ p. 8
- 5 早期対応
  - (1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ・・・・・・・・ p. 9
  - (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応・・・・ p. 9
  - (3) いじめが起きた場合の対応・・・・・・・・ p. 10
- 6 ネット上のいじめへの対応
  - (1) ネット上のいじめとは・・・・・・・・ p. 12
  - (2) 未然防止・・・・・・・・ p. 12
  - (3) 早期発見・早期対応・・・・・・・・ p. 13
- 7 いじめの解消・・・・・・・・ p. 13

## 1 基本方針の策定にあたって

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

従って、いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生していることもあります。ですから、「いじめはどこでも誰にでも起こりうる」「どの子ども被害者にも加害者にもなりうる」ことを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめが発見された場合には、まず第一にいじめられた児童、保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が大切です。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子どもへの支援はもちろんのこと、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組みを確認し、速やかに対応していくことが求められています。また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要です。

学校は、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所であり、そして、主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育む場所であってはなりません。

以上のことにより平成30年5月に見直された「富士市いじめ問題対応ガイドライン」に沿い、学校における組織的な対応について、未然防止、早期発見、早期対応ネット上のいじめへの対応等、全教職員が共通理解を図り、丁寧な対応ができるように「富士中央小学校いじめ防止基本方針」を改定いたしました。

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

## 2 学校における組織的な対応について

### (1) いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題については、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組みます。

#### ① 学校いじめ対策組織について

- いじめ防止対策推進法第22条において、全ての学校に設置することが法律で義務付けられています。
- 学校いじめ対策委員会を中心に組織的に対応することにより、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込まないようにします。
- 構成員は、校長、教頭、生徒指導、教務主任、当該学年部教員、養護教諭、その事案に関係する教員とします。
- 緊急時には、拡大いじめ対策委員会を開き上記の構成員に加え、必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、学校評議員（学校運営協議会委員）、PTA会長、学校医などで対応します。
- 学校いじめ対策委員会は年間計画に基づいて定期的を開催し、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討します。
- 以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開きます。
  - ・いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき。
  - ・児童又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき。
- いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」に沿って適切に対応します。

#### ② 年間を見通した指導計画について

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のためには、以下のように、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付けます。

**学校いじめ対策委員会**：いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討します。毎月、職員会議の折に学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し「気になる子ども」について経過報告・意見交換をします。

**職員会議**：年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図ります。月ごとには、いじめに関する情報交換をし具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図ります。

- 教育相談**：アンケートを基に、子どものストレスの状況を確認し心の状態を把握するように努めます。年3回は必ず実施します。  
：日常の些細な変化についても電話や連絡帳等で相談できる体制を整えます。
- いじめアンケート**：計画に基づいて年5回は必ず実施します。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施します。実施したアンケートは卒業後3年間保存します。
- 校内研修**：SSW、SC等、専門家を入れた研修や生徒指導担当が主体となった研修を実施します。
- Q - U**：小学5年生を対象に実施します。結果の活用方法については学活や人間関係作りなどへ活かしていきます。また、並行して「人間関係作りプログラム」の活用を積極的に行います。

## (2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ ※対応の流れ (P4)

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有します。

- いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。
- いじめを訴えた児童や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証します。そのことが再発防止につながるのと同時に、新たな事実が明らかになる可能性があるためです。

## (3) 重大事態への対応

### ① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たります。

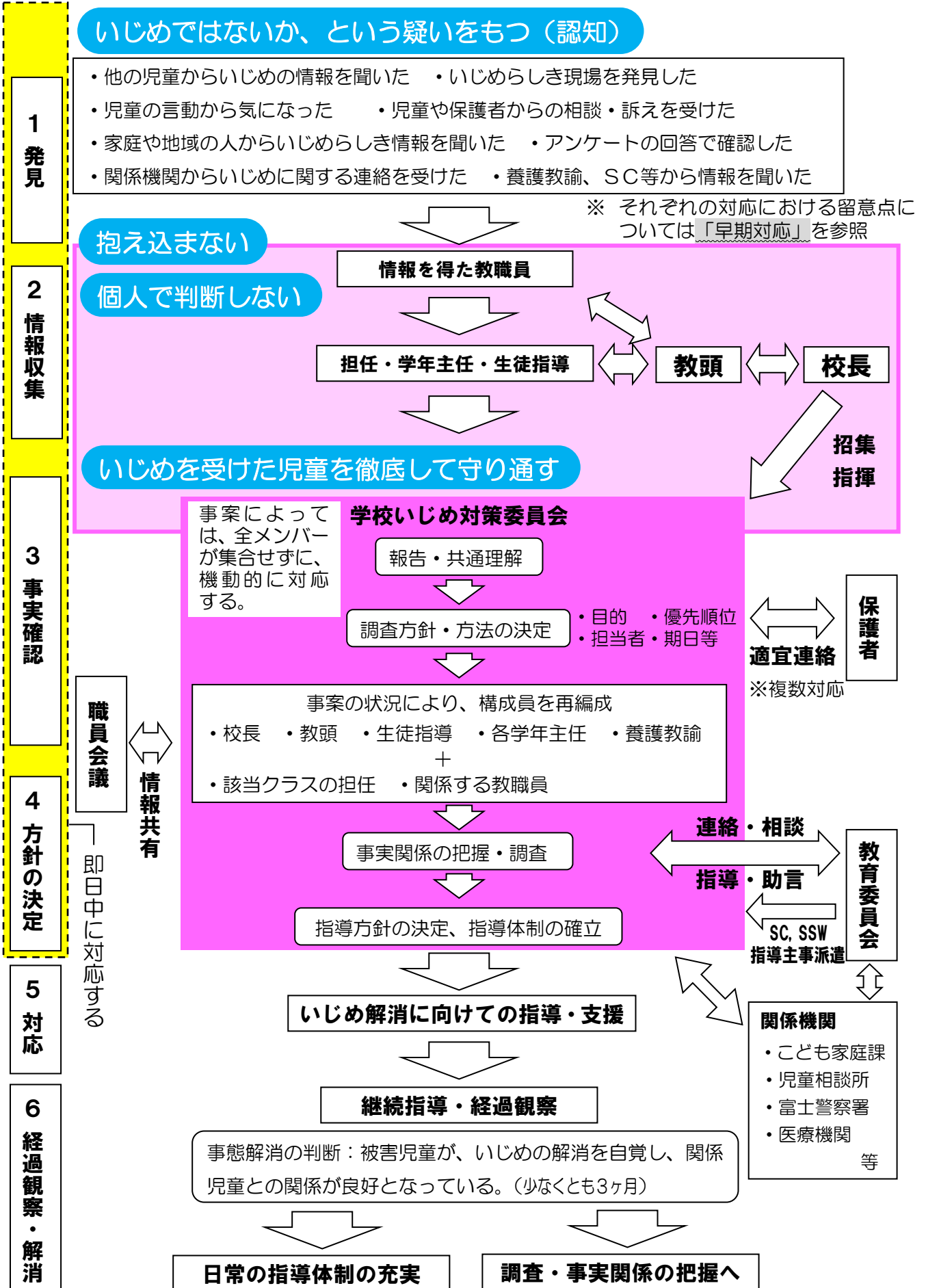
- ア 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）**  
いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）**  
いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

また、被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### ② 重大事態の取扱いについて

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。
- また「重大事態」「その疑い」が発生した場合は、教育委員会へ報告します。

組織的対応



### ③ 重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年 3 月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行います。

#### 重大事態対応の流れ

##### 教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

##### 調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるか判断は教育委員会が行う。

##### 学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA 代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

##### 教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

##### いじめを受けた児童及び保護者への説明・報告（教頭）

##### 調査対象者及びその保護者への説明・報告（教頭）

##### 市長及び教育委員への説明・報告等

##### 調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合、学校が行う } 教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携して行う

※警察・報道機関への対応は教頭を唯一の窓口とする。

#### (4) 教育委員会や関係機関との連携

##### ① 教育委員会との連携について

- 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告します。
- 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告します。

- ア 重大事態（P5 教育委員会への報告 ア～エ）
- イ 暴力を伴うなど被害が大きいいじめ
- ウ 被害児童生徒にとって深刻ないじめ

### 3 未然防止

いじめ問題については、いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要です。

そのためには、児童の居場所をつくとともに、学校教育活動全体を通じて、児童がいじめに向かわない態度や能力を育てていく必要があります。

#### (1) 未然防止に向けた取組

##### ① 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

- 児童が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行います。
- 学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行います。
- 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定します。

##### ② 児童が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

次のような取組を年間計画の中に位置付けます。

- 児童自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組（児童会活動、北翔祭り、中央小のつどい など）
- 児童会が中心となって、「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」をする取組
- 異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組（縦割り活動、中央小のつどい）

##### ③ 児童の居場所づくり

- 年度初めのスタートを円滑にするため、学年部会等での情報交換を、所属する学年の全教職員で共通理解が図れるようにします。（必要な場合は、学校内の全ての教職員）
- 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝え、クラスのルールを児童が納得した上で作っていきます。
- 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていきます。
- 「Q-U」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行っていきます。



- 「人間関係づくりプログラム」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育てていきます。
- 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育てていきます。
- 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させます。
- 特に配慮が必要な児童には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行います。その際、周囲の児童に対する必要な指導を行っていきます。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりに取り組みます。
- 学校評価では、「学校生活が楽しい」「自分のことを大切にしていますか」「自分の思ったことを伝えることができますか」「授業がよくわかる」等の質問項目を盛り込み、児童の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

#### ④ 児童生徒を見守る教職員集団づくり

- 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠です。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努めます。
- 生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、SSWやSCを招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養います。

## (2) 保護者や地域への働きかけ

- PTA役員会やPTA総会、学校評議員会、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設けます。
- 学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行います。
- 教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、児童が「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行います。

## 4 早期発見

早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が児童のわずかな変化（ちょっとした違和感）に気付くことが重要です。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付いたのに見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

### (1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われています。
  - ・ 無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われています。
  - ・ 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のよう形態などがあります。
- いじめられている本人からの訴えは少ない  
いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。
- ネット上のいじめは最も見えにくい  
ネット上でいじめにあっている兆候は、学校では、ほとんど把握できません。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。

### (2) 早期発見のための手立て

今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用します。

#### ① 日々の観察

- 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心がけます。
- 「いじめ発見のチェックポイント」等を活用します。

#### ② みつめカード、連絡帳、チャレンジノート

- みつめカードや連絡帳、チャレンジノートでのコメントのやりとりを通して、担任と児童、保護者の信頼関係をつくります。
- 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心がけます。

#### ③ 教育相談

- 児童を対象にした教育相談を年3回実施します。

#### ④ アンケート

- いじめに関するアンケート（児童生徒対象）を計画的に年5回実施し、現状把握に努めます。
- いじめやいじめの疑いがある場合等は、臨時のアンケートを行います。
- アンケートを基に子どもの思いを知り、先生の思いや心配していることをしっかりと伝える必要があります。ただし、どんな機会に、どんな形で伝えることが、児童にとってよいのかは慎重に判断します。

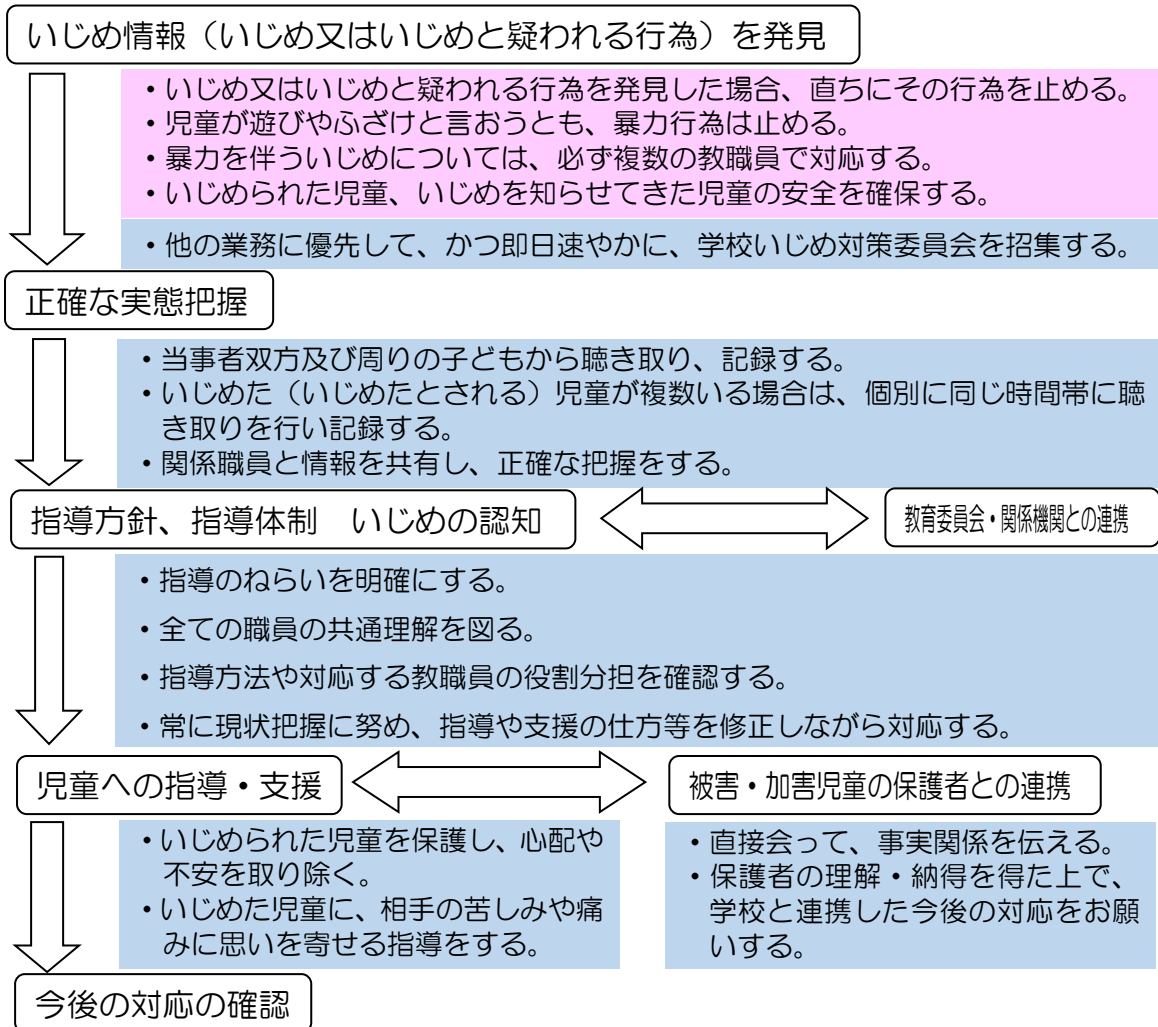
### (3) 相談しやすい環境づくり

- 日常生活の中で教職員が声かけを行うなど、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくります。
- 学校だよりや各月の行事予定表に SC の訪問日を記載するなど、SC の存在を児童や保護者に積極的に周知します。

## 5 早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。

### (1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ



### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

#### ① いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行います。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行います。
- 状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

## ②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等はいじめている児童から聴き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

### 把握すべき情報（5W1H）

- ◇Who 誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
- ◇When、Where いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
- ◇What どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉
- ◇Why いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
- ◇Why いじめのきっかけは何か？〈背景〉
- ◇How いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

## (3) いじめが起きた場合の対応

### ①いじめられた児童と保護者への支援

#### ＜児童生徒への支援＞

- ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図ります。
- イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた児童との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束します。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮します。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応します。  
※心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行います。

#### ＜保護者への支援＞

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにします。その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示します。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝えます。
- カ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝えます。

## ②いじめた児童への指導・支援とその保護者への対応

### ＜児童への指導・支援＞

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の児童が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行います。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させます。
- ウ 児童が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させます。
- エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応します。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行います。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していきます。

### ＜保護者への対応＞

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明します。  
(いじめた児童への謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求めます。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告します。また、保護者への助言を継続的に行います。

## ③周りの子どもたちに対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設けます。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させます。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝えます。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させます。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童生徒の気持ちや立場を考えさせます。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせます。

## 6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めていきます。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていきます。

### (1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

#### トラブルの事例

無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがあげられます。

- ・ 特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
- ・ その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
- ・ その子以外とグループを作り悪口を言う。
- ・ その子を突然グループから外す。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになります。そのため、保護者が日々の様子や会話から子どもの変化に気付くことが早期発見・早期対応につながります。

### (2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があるので、保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していきます。

#### ① 学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図っていきます。
- 児童会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行います。

#### ② 保護者会等を通して伝えていきたいこと

<未然防止の視点から>

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。
- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。
- 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

### <早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談することを知らせていきます。

## (3) 早期発見・早期対応

### ①事実を把握する

- ア 被害にあった児童や関係している児童から詳細を聴き取り、事実を確認します。
- イ 児童が心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認します。
- ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷します。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影します。
- エ 被害にあった児童と書き込み等を行った児童の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認します。

### ②書き込み削除を迅速に行う

- ア 書き込み等を行った児童が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらいます。
- イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼します。
- ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談します。

## 7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）より

※令和4年12月 生徒指導提要改定 対応